

入札説明書（総合評価方式）

キャリア交流プラザ事業千葉に係る業務の委託

厚生労働省千葉労働局総務部

千葉労働局の入札公告（平成22年3月11日付け）に基づく入札業務については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）及び契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）並びに競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第14条に基づき厚生労働大臣が策定する「キャリア交流プラザ事業民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 千葉労働局総務部長 金成 真一

2 調達内容

(1) 件 名：キャリア交流プラザ事業千葉に係る業務の委託

(2) 契約期間：平成22年7月1日から平成25年7月31日まで

(3) 委託業務の特性等：実施要項のとおり

(4) 委託業務の実施場所：キャリア交流プラザ千葉

千葉県千葉市中央区新町18-14 千葉新町ビル7階

(5) 入札方法：

落札者の決定は総合評価方式をもって行うので、

① 実施要項4(2)①の提出書類を提出すること。

② 入札者は、実施要項及び別冊契約書（案）に定めるところにより、人件費（労働保険料、社会保険料を含む。）、事務費その他の委託業務の実施に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札者は、入札後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(6) 入札保証金及び契約保証金：免除

3 入札参加資格

実施要項3のとおりとする。

なお、平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉地方第二合同庁舎 2階

千葉労働局総務部総務課会計第二係 電話 043-221-4311

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の受領期限

平成22年4月22日(木) 15時

(郵送の場合は受領期限までに到着するように送付し、かつ、受領の確認をする必要がある。)

(2) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉地方第二合同庁舎 2階

千葉労働局総務部総務課会計第二係 電話 043-221-4311

(3) 入札書の提出方法

入札書は別紙1の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（千葉労働局支出負担行為担当官宛）及び「5月31日開札キャリア交流プラザ事業千葉の業務委託に係る入札書在中」と朱記しなければならない。

(4) 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に「5月31日開札キャリア交流プラザ事業千葉の業務委託に係る入札書在中」の旨朱記し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、上記（2）宛に入札書の受領期限までに到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(5) 入札説明会の日時及び場所並びに参加申込み先

(入札説明会の日時及び場所)

平成22年3月23日(火) 10時

〒260-0013 千葉中央区中央4-5-1

千葉市ビジネス支援センター（きぼーる） 会議室3

(参加申込み先)

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉地方第二合同庁舎 4階

千葉労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 電話 043-202-5121

なお、会場の都合により、参加人数は一事業者あたり最大2名とする。

(6) 現場説明会の参加申込先

キャリア交流プラザ千葉の現場での業務内容等の説明を希望する場合は、平成22年3月25日までに、下記に申込みを行うこと。開催の日程は調整の上、別途連絡することとする。

(参加申込み先)

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉地方第二合同庁舎 4階
千葉労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 電話 043-202-5121

(7) 代理人による入札を行おうとする場合の代理委任状

実施要項4 (2) ⑥イの代理委任状の様式は別紙2とする。

5 開札の日時及び場所

平成22年5月31日(月) 10時

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 3階
千葉労働局 共用会議室

6 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書並びに別封の企画書16部及び別紙3に掲げる企画書の添付資料を、本入札説明書4(1)の入札書の受領期限までに4(2)の提出場所に提出しなければならない。

(3) 入札参加資格の確認及び企画書

① 企画書(添付資料を除く。)は、A4版25頁以内(表紙及び目次を除く。)にまとめるものとする。

② 入札参加資格を有することを証明する書類は、別紙3によること。なお、提出すべき書類に不足があった場合は、参加資格を満たさないものとして取り扱う。

③ 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

④ 契約担当官等は、提出された書類を入札参加資格の確認並びに総合評価の実施及び契約の締結以外に提出者に無断で使用することはない。

⑤ 一旦受領した書類は返却しない。

⑥ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

⑦ 入札者が自己に有利な得点を得ることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、評価の対象としない。

(4) 落札者の決定方法

総合評価落札方式とし、決定方法については、実施要項5（2）のとおりとする。

(5) 契約書の作成等

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において契約担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 契約担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- ⑤ 契約締結後遅滞なく、法に基づき、契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項を公表するものとする。

(6) 支払条件

別冊の契約書（案）によるものとする。

II 総合評価に関する事項等

1 委託業務の仕様

実施要項のとおりとする。

2 総合評価に関する事項

実施要項5のとおりとする。

(1) 必須項目審査

必須項目審査では、入札参加者の提案した支援内容が必須項目の全てについてキャリア交流プラザ事業の目的に沿った実行可能なものであるか、否かについて審査を行う。これを必須項目の全てが充足している場合は、基礎点360点を付与することとし、一つでも欠ける場合は失格とする。

(2) 加点項目審査

必須項目審査において基礎点を付与された提案について、加点項目審査を行う。加点項目評価は、入札参加者の提案した支援内容が、特に効果的と思われるものについて、各評価項目の評価基準によって、加算点を付与する（0点～360点）。

(3) 総合評価の方法

基礎点と加算点を合計した得点を入札価格で除して得た数値により、評価する。

3 実施要項等の疑義

実施要項、本入札説明書及び別冊契約書（案）に関して疑義があり、説明を求めようとする場合は、書面により平成22年4月7日（水）17時までに提出すること。

なお、疑義に対する回答は、準備の整ったものから行うが、最終のものは、原則として平成22年4月14日（水）13時までに閲覧場所において閲覧可能な状態とし、4月22日（水）15時まで、閲覧に供する。ただし、軽微な疑義については、口頭で回答する場合がある。

疑義の提出先及び閲覧場所等

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉地方第二合同庁舎 2階

千葉労働局総務部総務課会計第二係 電話 043-202-4311

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉地方第二合同庁舎 4階

千葉労働局職業安定部職業安定課職業紹介係 電話 043-202-5121

入札書

￥

件名：キャリア交流プラザ事業千葉

上記のとおり、入札説明書及び実施要項等を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

住 所
商 号
代表者

代理人 印

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

委任状

(住所)

私は、(氏名)

印を代理人と定め下記事項

の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) キャリア交流プラザ事業千葉

平成 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

企画書の添付資料の様式及び提出部数

1 提出資料

- (1) 企画書の内容の要約に関する資料【実施要項4(2)③イ】: 様式1により作成することとする。
- (2) 民間事業者の概要に関する資料及び公共サービスの改革に関する法律(以下「法」という。)第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類【実施要項4(2)③ロ(イ)及び(ロ)】:
 - ① 法第10条各号(第11号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(様式2)
 - ② 法第10条に定める暴力団排除条項該当性について、警察庁に対して意見聴取するために必要となる書類(様式3及び様式3第8面に掲げる提出書類)
 - ③ 会社案内等事業所の概要がわかるもの(様式自由。ただし、実施要項3(4)の就職支援に関する事業に係る実績を過去3年以上有する者であることがわかるものであること。)
- (3) 有料職業紹介事業の許可に関する資料(プラザ事業において職業紹介事業を実施しようとする場合)【実施要項4(2)③ロ(ハ)】:
 - ① 有料職業紹介事業許可証の写
 - ② キャリア交流プラザに職業紹介事業を行う事業所を設置することに関する計画書(様式4)
 - ③ 委託費を盛り込んだ手数料表の届出に関する申出書(様式5)
 - ④ 職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲の届出に関する申出書(様式6)
 - ⑤ 民間競争入札が行われる労働局管内に設置している職業紹介事業を行う事業所の直近3年度分(有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。)の有料職業紹介事業報告書の写及び有料職業紹介事業報告書の活動状況(国内)の全事業所分の合計(様式7)。

なお、これらに替えて、全事業所分の直近3年度分(有料職業紹介事業の許可を受けていない年度分を除く。)の有料職業紹介事業報告書の写とすることも可とする。
- (4) 平成22・23・24年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において、入札実施地域における「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされている者であることを証明する書類【実施要項4(2)③ロ(ニ)】: 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書(全省庁統一資格)の写。
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく一般事業主に係る直近の障害者雇用状況報告書(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式(昭和51年告示第112号)第6号(様式35)又は第6号の2(1)及び(2)(様式36及び37))の写及び当該報告書の報告時点から入札時点までの全従業員及び障害者(いずれも常用労働者に限る。)の雇用状況が明らかになる書類【実施要項4(2)③ロ(ホ)】: 当該報告書の写及び様式8並びに常用労働者数が300人以下であって、雇用率未達成の事業主については、障害者の雇入れに関する計画書(様式9)(常用労働者が55人以下の事業主を除く。)。
- (6) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく直近の高年齢者雇用状況報告書(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則様式第2号)の写及び当該報告書による報告後に高年齢者雇用確保措置を導入した場合にあっては当該導入が明らかになる書類(就業規則の写等)。【実施要項4(2)③ロ(ヘ)】: 当該報告書の写等。
- (7) 実施要項3(2)、(6)、(7)、(8)に規定する資格要件の審査に必要な書類【実施要項4(2)③ロ(ト)】: 様式10
- (8) 法令の遵守に関する申出書【実施要項4(2)③ロ(チ)】: 様式11。
- (9) 関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。)がある場合には、当該関係会社に係る一覧表【実施要項4(2)③ロ(リ)】: 様式12。

2 提出部数

上記1(1)の企画書の要約版及び(2)③の事業所概要については16部とし、その他は各3部とする。(記名押印を要するものは、1部に記名押印をし、その他をコピーとしても差し支えない。)

キャリア交流プラザ事業に係る企画書要約版 様式

会社名：

※ 提出する企画書の概要等について、実施要項4(2)②を踏まえ、以下に掲げる各項目について、特に特徴的であると考えるポイントを抑えながら、指定の字数内で簡潔にまとめて下さい（全体でA4判2頁以内）。

I 企画書の概要

1 目標：

2 各支援の内容

(1) セミナー・ガイダンス (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

(2) 経験交流 (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

(3) キャリアコンサルティング (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

(4) 職業紹介その他の支援等 (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

3 支援全体の構成

(1) 支援の組合せ (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

(2) スケジュール (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

(3) 実施体制 (250字以内)

企画書の該当頁：○頁～○頁

II アピールポイント (500字以内)

※ 今回の企画提案のアピールポイントを簡潔にまとめてください。

誓 約 書

以下に掲げる競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号（第11号を除く。）のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 3 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- 5 法第22条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して5年を経過しない者
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 7 法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 8 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 9 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。）が前各号のいずれかに該当する者
- 10 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者
- 11 （略）
- 12 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所

印

会 社 名

印

代 表 者

様式3
(第1面)

平成 年 月 日

千葉労働局総務部長 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号 () -

商 号
又は名称

氏 名

(法人にあっては、代表者氏名)

法定代理人
氏 名

④]

入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実に相違ありません。

(留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

1 入札参加者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日 (性別)	本籍 住所
フリガナ 商号又は屋号		事業活動の内容
	()	

イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ 商号又は名称	主たる事務所の所在地 代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

2 法定代理人

フリガナ 氏名	生年月日 (性別)	本籍 住所
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
 - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
 - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	
	()	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。

4 主要株主・主要出資者

発行済株式の総数		出資総額	
----------	--	------	--

ア 主要株主・主要出資者が個人の場合

イ 主要株主・主要出資者が法人の場合

(記載上の注意)

- （記載上に注意）

 - 主要株主とは、発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主をいいます。
 - 主要出資者とは、出資総額の100分5以上の額に相当する出資をしている者をいいます。
 - 割合は、「所有株式数（出資金額）／発行済株式の総数（出資総額）×100」とします。
 - 法第10条第9号の親会社等に該当する場合は、第6面の「5親会社等」欄に記載して下さい。
 - 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、個人の場合は第4面の次に、法人の場合は第5面の次にそれぞれ添付して下さい。

5 親会社等

ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

○ 個人の場合

フリガナ 氏名	生年月日(性別) ()	本籍		
		住所		割合
		議決権の総数	所有する議決権の数	

○ 法人の場合

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地		
		議決権の総数	所有する議決権の数	割合

イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地	
		その役員に占める自己の役員等の割合	

ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地	
		その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名	

(記載上の注意)

- 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係（特定支配関係）にある者（施行令第3条第1項第1号から第3号まで）を記載して下さい。
 - ① その株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。）又は総出資者の議決権の過半数を有していること。（第1号）
 - ② その役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。）に占める自己の役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。）の割合が2分の1を超えてであること。（第2号）
 - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。（第3号）
- 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数／入札参加事業者の役員の数 × 100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称	
フリガナ	生年月日(性別)
氏名	役職名又は名称

	()
	()
	()
	()
	()

	()
	()
	()
	()
	()

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等（第3面でいう「役員等」に同じ。）を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提 出 書 類 一 観 表		チエック
1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※1		
① 入札参加事業者（個人）		
② 入札参加事業者（個人）の法定代理人※2		
③ 入札参加事業者（法人）の役員		
④ 入札参加事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 入札参加事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※3		
⑥ 入札参加事業者（法人）の親会社等※4（個人）		
⑦ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※5		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
3 戸籍抄本※6		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
4 未成年者登記簿の謄本※7		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
5 誓約書		
㉑ 入札参加事業者（個人）		
㉒ 入札参加事業者（法人）		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後3ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみなされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。

キャリア交流プラザ（ ）に職業紹介事業を行う事業所を設置することに関する計画書

キャリア交流プラザ事業を受託した場合には、職業紹介事業を行う事業所を下記のとおり設置し、必要な届出を遅滞なく行うことを申し出ます。

記

1 設置予定期　　平成　　年　　月　　日設置予定

2 設置予定場所　　国が設置したキャリア交流プラザ（ ）所在地

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

手数料表の届出に関する申出書

キャリア交流プラザ事業を受託した場合には、キャリア交流事業に係る委託費を盛り込んだ手数料表の届出を遅滞なく行うことを申し出ます。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲の届出に関する申出書

キャリア交流プラザ事業を受託した場合には、職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲の届出を遅滞なく行うことを申し出ます。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

有料職業紹介事業報告書の全事業所分の合計

1 会社名

2 活動状況（国内）

(平成 年度)

項目 取扱 業務の区分	① 求人	② 求職		③ 就職
	常用求人数 (人)	有効求職者数 (人)	新規求職申込件数 (件)	常用就職件数 (件)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計				

(平成 年度)

項目 取扱 業務の区分	① 求人	② 求職		③ 就職
	常用求人数 (人)	有効求職者数 (人)	新規求職申込件数 (件)	常用就職件数 (件)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計				

(平成 年度)

項目 取扱 業務の区分	① 求人	② 求職		③ 就職
	常用求人数 (人)	有効求職者数 (人)	新規求職申込件数 (件)	常用就職件数 (件)
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
計				

※ 職業安定法の規定により報告した直近3年度分の有料職業紹介事業報告書の「2 活動状況（国内）」の該当項目について全事業所分を合計した数を記載してください。

障害者の雇用状況に関する報告書

キャリア交流プラザ事業(千葉)に係る入札に参加するに当たり、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条に基づく障害者雇用状況報告書(平成21年6月1日現在)の写を添付するとともに、平成22年3月11日(入札公告日)現在の障害者の雇用状況について、下記のとおり申し出ます。

平成 年 月 日

千葉労働局

支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

A 事 業 主	(ふりがな) 氏名 <small>(法人にあって は名称及び 代表者の氏)</small>	() <small>記名押印又は署名</small>	住 所 <small>(法人にあって は主たる事務 所の所在地)</small> (〒 — — —)
B 雇 用 の 状 況	1 常用雇用労働者の総数		人
	2 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人
	3 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数		
	イ 重度身体障害者の数		人
	ロ 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人
	ハ 身体障害者の数(イ×2+ロ)		人
	ニ 重度知的障害者の数		人
	ホ 重度知的障害者以外の知的障害者の数		人
	ヘ 知的障害者の数(ニ×2+ホ)		人
	ト 精神障害者の数		人
	4 重度身体障害者である短時間労働者の数		人
	5 重度知的障害者である短時間労働者の数		人
	6 精神障害者である短時間労働者の数		
	チ 精神障害者である短時間労働者の数		人
リ チ×0.5		人	
7 計 3の(ハ+ヘ+ト)+4+5+6のリ		人	
実雇用率(7/2×100)		%	

障害者の雇入れに関する計画書

キヤリア交流プラザ事業千葉に係る企画競争に参加するに当たり、下記の障害者の雇入れに関する計画に基づき、障害者の法定雇用率の達成に努めることを申します。

平成 年 月 日
労働局支出負担行為担当官

千葉労働局総務部長 殿

A	(ふりがな) 氏名 [法人にあつて 法人名義者の氏名] 事業主	(TEL) 記名押印又は署名	住所 [法人にあつて 法人の所在地] 所の所在	C 計画期間における労働者の雇入れ予定及び各年末において見込まれる雇用の状況				B 計画の始期及び終期			
				計画期間に 計画する雇用状況と 調査年月日	(話期～ 年 月 年末)	計画～ 年 月 年末)	(計画～ 年 月 年末)	計画期間に 計画する雇用状況と 調査年月日	(話期～ 年 月 年末)	計画～ 年 月 年末)	(計画～ 年 月 年末)
① 常用雇用労働者の総数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
② 法定雇用障害者数算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
③ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者である労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
④ 実雇用率 (③ ÷ ② × 100)	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
D その他（入札に参加する時点で、過去5年間に障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「法」という。）に基づく雇入れ計画作成命令等の行政措置を受けたかどうか及び当該措置を受けた場合は、その年月日を記載すること。）	受けていらない 受けていらない 受けていらない	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた	受けた 受けた 受けた

記載注意

1 B の「始期」は、当該入札の公告日の属する月の翌月の1日とすること。
2 C の「計画の基礎」とは、常用雇用労働者の数等について、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。

3 C の「調査期日」は、計画期間に近い時点とする。
4 C の「雇入れ予定期数」は、計画期間中に雇入れを予定する常用雇用労働者及び重度知的障害者以外の身体障害者である短時間労働者である。
5 C の「欄及び②欄」は、重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者である。
6 C の「欄及び③欄」は、重度身体障害者である。
7 C の「欄及び④欄」は、重度身体障害者である。

8 C の「欄及び⑤欄」は、重度身体障害者である。
9 C の「欄及び⑥欄」は、重度身体障害者である。
10 C の「欄及び⑦欄」は、重度身体障害者である。

11 C の「欄及び⑧欄」は、重度身体障害者である。
12 C の「欄及び⑨欄」は、重度身体障害者である。

13 C の「欄及び⑩欄」は、重度身体障害者である。
14 C の「欄及び⑪欄」は、重度身体障害者である。

15 C の「欄及び⑫欄」は、重度身体障害者である。
16 C の「欄及び⑬欄」は、重度身体障害者である。

17 C の「欄及び⑭欄」は、重度身体障害者である。
18 C の「欄及び⑮欄」は、重度身体障害者である。

19 C の「欄及び⑯欄」は、重度身体障害者である。
20 C の「欄及び⑰欄」は、重度身体障害者である。

誓 約 書

キャリア交流プラザ事業千葉に係る入札に参加するに当たり、以下の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

- 1 入札に参加する時点で、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後2年を経過していない者でないこと（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ロ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ハ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ニ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ホ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 労働力需給調整に係る法令等の重大な違反がないこと（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。法人にあっては、以上のほか、その役員のうちに同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）。
- 3 職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反した日から5年を経過しない者でないこと。
- 4 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険（平成20年9月30日）又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納があった場合に、その日から2年を経過しない者でないこと。

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

法令の遵守に関する申出書

キャリア交流プラザ事業千葉に係る入札に参加するに当たり、各種法令（下記 1 から 5 に係る法令を除く。）に違反する事実がないこと、今後とも違反しないことを申し出ます。

また、下記項目 1 から 5 について申し出るとともに、今後とも下記に違反した場合又は違反した事実が判明した場合、速やかに通知することを申し出ます。

※ 下記要件に反することが判明した場合には、番号に○印を付けたうえ、第 2 面に当該違反の概要を記載して下さい。

なお、下記要件に反することが判明した場合であっても、厚生労働省に設置する評価委員会の判断により、入札参加資格が認められる場合があります。

- 1 関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。）（以下、「関係会社」という。）が、労働力需給調整に係る法令等の重大な違反（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）第6条第1号及び第2号に該当しないこと。また、その役員のうちに同条第1号及び第2号に該当する者がいないこと。）がないこと。
- 2 関係会社が、平成16年度の入札日に応当する日以後、入札の日までに、職業安定法（昭和22年法律第141号）若しくは労働者派遣法（第3章第4節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。
- 3 関係会社が、平成19年度の入札日に応当する日以後、入札の日までに、労働保険・厚生年金保険・政府管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。
- 4 入札参加事業者及び関係会社が、平成18年度の入札日に応当する日以後、入札の日までに、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条及び第63条に定める雇用安定事業及び能力開発事業（平成19年4月22日以前については、改正前の雇用保険法第62条から第64条に定める雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業）に係る不正がないこと。
- 5 入札参加事業者及び関係会社が、平成18年度の入札日に応当する日以後、入札の日までに、国、地方公共団体若しくは特別の法律により設立された法人でその業務が国の事務と密接な関連を有するものによる不利益処分（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に定める不利益処分）を受けたことがないこと。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
千葉労働局総務部長 殿

住 所

会 社 名

印

代 表 者

印

該当項目 (1から5を記入する)

該当する違反の内容(具体的に記入する)

《記載項目の例》

- ・ 命令若しくは処分等の概要
- ・ 命令若しくは処分等があった年月日
- ・ 命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・ 原処分庁
- ・ 命令若しくは処分等を受けた理由

関係会社一覧表

1. 入札参加事業者

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

2. 関係会社

フリガナ 商号又は名称	フリガナ 代表者氏名	主たる事務所の所在地

(記載上の注意)

「関係会社」とは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する「親会社」、「子会社」、「関連会社」及び当該事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいう。